

新宮町相島観光交流拠点施設指定管理者募集要項

1 業務概要

別紙「新宮町相島観光交流拠点施設指定管理業務仕様書」を参照

2 応募資格

応募者は、法人又はその他の団体（以下「団体」という。）とし、個人での応募はできません。また、次の要件のすべてに該当する団体が対象となります。

- (1) 地方税及び国税を滞納していないこと。
- (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2、第142条、第166条及び第180条の5に該当しないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団、暴力団員でないこと。又これらのものと密接な関係を有するものでないこと。

3 申請方法

(1) 提出書類

ア 指定管理者指定申請書（様式第1号）

イ 事業計画書（様式第2号）

ウ 収支計画書（様式第3号）

※5年間分を1年ごとに作成すること。また詳細な内訳書を任意の様式で添付すること。

エ 申請団体の定款、寄付行為、規約及びこれらに類する書類の写し

オ 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本、それ以外の団体にあっては代表者の履歴書並びに役員の構成及び氏名を明らかにする書類

カ 令和6年度における損益計算書（収支決算書）、貸借対照表及び財産目録、その他申請団体の財務状況を明らかにする書類

キ 国税、都道府県税、市町村税に未納が無いことを証する書類

ク プレゼンテーション資料（事業計画などに関する詳細説明資料（任意様式））

(2) 提出期限

令和7年10月10日（金）17時00分

(3) 提出先

新宮町役場産業振興課

所在地：福岡県糟屋郡新宮町緑ヶ浜一丁目1番1号

電話：092-962-0238

メール：sangyo@town.shingu.fukuoka.jp

(4) 提出方法（下記のア及びイを両方とも実施すること）

ア 書類を8部持参または郵送（郵送の場合提出期限必着）

イ 電子データをメールで送信

※書類はA 4 サイズを原則とし、A 3 サイズの場合は折り込むこと

4 募集要項及び仕様書に関する質問

(1) 質問受付期限

令和7年9月26日（金）17時00分

(2) 質問方法

電子メール（sangyo@town.shingu.fukuoka.jp）

(3) 質問に対する回答

回答は令和7年10月3日（金）までにホームページに掲載します。

5 審査方法

(1) 第1次審査（資格審査及び書類審査）

審査日：令和7年10月17日（金）

応募書類により審査します。結果は応募があった全ての団体に対して通知します。

(2) 第2次審査（プレゼンテーション）

審査日：令和7年10月24日（金）午前

場所：新宮町役場2階第2会議室

応募書類をもとにしたプレゼンテーションを20分間行ったあと、ヒアリングを行います。発表に必要なパソコン等機材及びデータをお持ち下さい。投影用のスクリーン又はディスプレイは新宮町で準備します。

(3) 選定結果の通知

選定結果の通知は指定候補者選定結果通知書（様式第4号）により通知します。

(4) 指定の決定

指定管理者の決定は議会の議決を経て決定します。その後、指定管理者指定通知書（様式第6号）により通知します。

6 審査基準

別表のとおりとする。

審査項目	審査内容	配点
団体の概要	指定管理者として地域貢献を勘案した経営方針を有しているか	5
管理及び運営方針	指定管理の目的に適う具体的な管理及び運営方針となっているか	15
事業実施計画	（重点項目）自主事業の計画が、内容に具体性があり、施設の利用促進に資するものであるか	20
	指定管理業務における職員体制・人員配置が適切か	10
	職員の人材育成・研修計画・個人情報の保護措置が指定管理業務に役立つものとなっているか	10
	利用者等のニーズ把握や地域との連携の具体性があるか	15
緊急時の対応	緊急時に対応が可能な組織体制となっているか	5
地域住民との交流創出について （重点項目）	観光客と相島住民とのより良い関係づくりを実現するための具体的かつ現実的な提案がなされているか	20

【評価】

配点20の項目： 20 特に良い、16 良い、12 普通、8 やや劣る、4 劣る

配点15の項目： 15 特に良い、12 良い、9 普通、6 やや劣る、3 劣る

配点10の項目： 10 特に良い、8 良い、6 普通、4 やや劣る、2 劣る

配点 5の項目： 5 特に良い、4 良い、3 普通、2 やや劣る、1 劣る